

第3回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 平成29年11月7日(火) 14時00分～15時30分
場 所 吾妻町ふるさと会館 研修室1

第3回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：平成29年11月7日（火）14時00分～15時30分

2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 研修室1

3. 議題

専門部会の設置について

①専門部会の構成

②委員の選定

③部会長の選任

平成29年度事業について

①事業経過報告

②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト審査要領

平成30年度事業計画について

4. 出席委員（11名）

島田英俊、町田義博、児島雄洋、山下禎子、益田秀樹、野口年枝、加藤宗俊、池田智恵美、鮫島和夫、中村靖人、大宅康平

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻より少し早いですが、出席予定の委員皆様が揃われたようなので、ただいまより第3回雲仙市景観審議会を開催いたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

建設部長 松本 幸雄 がご挨拶申し上げます。

— 部長挨拶 —

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。議事につきましては、会長が進行することとなっておりますが、本日は、片岡会長がご欠席でございますので、雲仙市景観条例施行規則第5条第3項の規定により、職務代理者であります中村委員に進行をお願いいたします。

(議長)

まず始めに、第3回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。

本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員15名のうち、11名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数15名の2分の1以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

(議長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、本日は、会長が欠席でございますので、職務代理者と議事録署名人1名が署名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による議長の指名と

させていただきます。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、町田義博委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めます。

議事1「専門部会の設置について」①専門部会の構成について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありました専門部会の構成について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

資料1-2の人員が空欄になっているが、事務局案があるのか。

(事務局)

人員につきましては、この後、委員の選定のほうでご協議いただこうと考えております。

(議長)

次に、②委員の選定につきましては、雲仙市景観条例施行規則第5条第9項に「専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する」と規定されておりますが、専門部会の委員について、事務局より提案はありますでしょうか。

— 追加資料（専門部会委員名簿（案））配布 —

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明のありました専門部会委員の選定について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

企画部会については、フォトコンテストなど具体的な業務の説明がありましたが、総務部会については具体的にわかっている業務があるのか。

(事務局)

今年度中の業務としてはお示ししておりませんが、先ほど、業務内容で説明いた

しましたように、次年度以降、雲仙市景観計画をどのように進めていくか、また、景観まちづくり施策が特に必要と認められる区域を重点区域に指定することの検討といったことを考えております。

(議 長)

他にないようでしたら、事務局から提案のあった委員名簿案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

②委員の選定については、以上といたします。

次に、③部会長の選任に移ります。

部会長につきましても、雲仙市景観条例施行規則第5条第10項に「部会長は、専門部会に属する委員の互選により定める」と規定されておりますので、先ほど決定しました専門部会ごとに分かれていただき、部会長を選出していただいでよろしいでしょうか。

(委 員)

部会長は、学識経験者も含めて考えてよいのか。

(事務局)

学識経験者の方も含めて選出いただきたいと思います。

(委 員)

学識経験者の3名がそれぞれの専門部会長になっていただくのが一番よいと思いますが。

(議 長)

それでは、総務部会長を鮫島委員、企画部会長を私（中村委員）、審査部会を片岡会長ということでよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

以上のように決定しましたが、事務局のほうはよろしいでしょうか。

(事務局)

了解いたしました。

今後、専門部会を開催する際は、会長と協議のうえ、各部長から専門部会委員を招集することとなりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

議事1につきましては以上となりますが、何かご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでしたら、次の議事に移ります。

議事2「平成29年度事業について」①事業経過報告について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありました、景観絵画展及び雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストの経過説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(委員)

絵画展の70点については、何か参加賞のようなものはあるのか。

(事務局)

応募作品につきましては、審査等を行わず、応募いただいた皆さんに参加賞をお渡しする予定です。

(委員)

展示されている作品を見せていただいたが、個人的には応募数は少ないと感じた。

今年は70点ということだが、前回と比較してどうなのかということと、私は今回始めて見るので、今回の応募作品について、例えば、海を描いた作品が多いとか、こんな景観が初めて描かれているといったものがあるのか。

(事務局)

絵画展につきましては、前回の応募数が30点弱でしたので、前回より約3倍に増えております。

前回の応募作品は、それぞれの児童が個々に応募されているようでしたが、今回

は、学校単位で取り組んでいただいている作品もあり、学校側からも積極的にご協力いただき、それが応募者増に繋がっているのではないかと思います。

(事務局)

絵画展につきましては、夏休み期間中に募集を行っていることもあり、各学校で取り組まれている課題も多く、この事業にだけ積極的にご協力をお願いするといったことも難しい状況です。市としましては、できる限り学校にも協力をお願いしていきたいとは考えておりますが、一定数の目標を設定して募集することは難しいということは理解していただきたいと思います。

(議長)

応募された作品は、展示会終了後、最終的にはどうするのか。

(事務局)

参加賞と併せて、各学校を通じて、児童にお返しします。

(委員)

私も作品を見せていただいたが、募集期間が夏休みということで、描かれている時期が偏っているように感じた。

それと、フォトコンテストですが、募集期間が9月から12月までの4ヶ月ということで、これも四季感が出ないのではないかと。

(事務局)

まず、絵画展についてですが、市でも以前、夏休み期間以外の募集を検討したことがあります。しかし、夏休みと違い、冬休み、春休みは期間が短いこともあり、募集が困難であることから、断念した経緯があります。

今後、学校側との協議が必要ですが、授業等での対応が可能であれば、夏休み以外の時期についても検討したいと思います。

フォトコンテストにつきましては、今年度が1年目ということもあり、募集要領には約1年前に撮影したものから有効としておりますが、普段から写真を撮られている方以外は、どうしても限られた期間に撮られた写真になってしまうと思います。

しかし、本事業は10箇年事業でございますので、次年度以降は、1年を通した写真が出てくるものと考えております。

(委員)

募集期間が4ヶ月あるとだれると思う。

募集期間は1ヶ月に絞り、今年度、審査結果を発表する際、次年度以降も募集するので、撮り溜めておいてくださいと周知すればいいのではないかと。

(事務局)

審査結果を公表する際、次年度以降も募集を行うことを周知したいと思います。

(議長)

このコンテストが、10箇年事業だということは公表しているのか。

(事務局)

ホームページに掲載している実施要領には記載しております。

(委員)

一般の方は、家庭でホームページを見る機会が少ない。ホームページだけでなく、市報等の他の方法でも、もっと周知してほしい。

それと、現在の応募数が1点ということだが、仮に応募数が1点だった場合、その1点が最優秀賞になるのか。該当がない場合は、今回は受賞者はなしということになるのか、考えておく必要があるのではないか。

(事務局)

募集案内は、9月号の市報にも掲載しております。裏表紙で少し小さい記事でしたので、気付かれなかった方もいると思います。

ご指摘のとおり、周知が足りない点もあると思いますので、今後、追加で周知を図っていきたいと思います。

(議長)

審査方法については、後ほど議事にもありますので、そこで議論していただきたいと思います。

(委員)

防災無線での放送による周知も行ったほうがよいと思う。

小浜町でも、毎日のように夕日を撮られている方を見かける。写真を撮られている方はいると思うので、繰り返し周知を行ったほうがよいと思う。

それと、私は小浜町の文化協会の役員をしておりますが、町内の6校に作品を出していただいて作品展を行っております。学校もスケジュールが忙しくて厳しいと思うので、方法を検討して絵画展は行ってほしいと思う。

(事務局)

今後、周知方法として、防災無線による放送も検討したいと思います。

(委員)

9月から12月末までの応募期間ということだが、遡って何年前まで撮影したものが応募できるのか。

(事務局)

実施要領の中で「平成28年12月1日以降に撮影された自作品で未発表の作品に限る」としております。

ただし、その作品が実際はいつ撮影されたものかを確認することは困難ですので、明らかに古いことがわかる作品以外は、応募される方が募集要領に基づいて応募されているものとして審査することとなると思います。

(委員)

審査される方が、審査前に古いものを選別されて、前回の審議会でもいろいろな意見が出ておりましたので、その意見を参考に審査されればよいと思う。

(委員)

まずは、応募数を増やすことが重要だと思う。

今回が第1回ですので、100点でも200点でも多いほうが元気が出ると思う。締め切りの12月28日まで1ヶ月半ほどありますので、事務局には追加で周知を図っていただくこととして、先ほど、山下委員も言われたように、写真を撮られている方が身近にもいるということなので、声をかけていただいて、私たちも身近なところで声かけをしていく必要があると思う。

さらに、小学校、中学校にもお願いしてリーフレットを貼ってもらうなどの協力をお願いしてもらいたい。

(事務局)

未成年についても、保護者の同意があれば応募できることとなっておりますので、学校を通した広報も検討したいと思います。

それと、益田委員が言われたように、委員皆様からも周知にご協力をお願いいたします。

(委員)

今、各町で文化祭が開かれている。そこにもいい写真が展示されている。周知方法として、そのような団体にも応募を呼びかけてもよいと思います。

(委員)

県展や市展もあるので、そこに応募されている方たちにも呼びかけてよいと思う。

(事務局)

市文化協会につきましては、当初募集の際に文書によるご協力をお願いしております。それから2ヶ月ほど経過しておりますので、再度のお願いも検討したいと思います。

(委員)

私たちも、町文化祭に応募していただくよう学校にもお願いしている。中学生は、修学旅行などの写真でもいいものをたくさん撮られている。私たちからも応募の呼びかけをしていきたいと思っておりますので、委員皆さんからも呼びかけをお願いします。

(議長)

以上で、事業経過報告については終了したいと思います。

続きまして、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト審査要領(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、審査要領について意見を求めたいと思います。何かございませんでしょうか。

(議長)

先ほど、島田委員からありましたが、もし、応募作品が1点しかなかった場合、その審査をどうするのか。その1点を最優秀賞とするのか、または、今年度は保留して、次年度に持ち越すといったことも考えなければならないと思う。

事務局としてはどのように考えているのか。

(事務局)

入賞作品数の10点を下回る応募数は想定しておりませんでした。

もし、応募数が少なかった場合でも、今年度の審査は行わないという判断はできないと考えており、応募された作品の中で審査を行うこととなると考えております。

(委員)

まずは、応募数を増やす努力が必要だと思う。

それと、審査の方法として、受賞対象とする作品は優秀賞であれば、審査基準25点満点の20点を超えたものを対象とするくらいの考え方で、今年度は、受賞枠が10点としても、2点しか受賞作品がないといったことでもよいと思う。

そして、例えば、今年は4点しか受賞作品がないとしても、次年度で受賞対象を16点にするといった方法もありだと思う。

(議 長)

鮫島委員の言われるように、ある程度の最低ラインを設けないと、得点が大きく開いた作品でも、応募数が少ないために入賞とするというのはおかしいのではないかと。事務局はどのように考えているのか。

(事務局)

審査要領(案)では、審査方法に「審査基準表により採点を行い、得点の高い順に各賞を決定します」としてありますが、鮫島委員が提案されたように、最優秀賞は得点が何点以上、優秀賞は得点が何点以上のものに限るといった基準を明記したほうがいいでしょうか。

(議 長)

明記したほうがいいと思う。

例えば、同じ優秀賞の中でも得点が大きく開いているというのは、やはり問題があるのではないかと。

(委 員)

審査要領は、この審議会で決めるのか。それとも、先ほど、専門部会を決めたが、その部会の中で審査要領の詳細を決めていくのか。

(議 長)

審査は企画部会ですることになると思うが、審査の基準となる要領については、全体で決める必要があると思う。

(委 員)

審査方法の具体的な内容は企画部会で検討してもらい、審議会全体では、評価が低ければ、受賞対象なしでもかまわないといったことを確認しておけばよいのではないかと。

(委 員)

審査方法は、「審査基準表により審査を行い、各賞を決定します」とだけ記載すればよいのではないかと。

もう一行設けるのであれば、「審査上必要な事項は、審査会において決定します」と記載すればよいのではないかと。

(議 長)

審査要領については公表するのか。

(事務局)

公表は考えておりません。

(委員)

「同点の場合は、審査会において厳正に抽選を行い決定します」というのも、抽選ではなく、審査会で協議し、それでも難しい時は決戦投票を行うなど、決定方法は、企画部会に任せるということでよいのではないか。

(議長)

「同点の場合」というのは、各審査基準の評価の合計点数ということになると思いますが、評価基準の中で、雲仙市がどの項目を重視するのかということも考えておく必要があるのではないか。

(事務局)

審査方法については、いろいろなご意見があると思いますので、審査要領では、「審査基準表により採点を行い、各賞を決定します」とだけ記載し、具体的な審査につきましては、実際に企画部会で審査していく中で、協議しながら決定してもよいと思います。

しかし、今年度入賞作品が10点に満たなかった場合、次年度にその分を繰り越すというのは、予算の関係もありますので、難しいと思います。

方法としましては、今年度、例えば、5点の入賞作品があったとして、3年目以降の募集の中で、1・2点ずつ受賞枠を増やすといったことは考えられると思います。

まずは、1年目でございますので、応募作品が出揃って、実際に審査を行っていく中で、審査方法、次年度以降の開催方法等を協議していくということではよいのではないかと考えております。

(委員)

私は写真に関してはまったくの素人なのですが、審査する際は、印象で採点してもいいのか。技術的な面での評価はできないと思うので、専門的な知識を持った方を審査員に加える必要はないのか。

(議長)

このコンテストは、雲仙市の景観の魅力を発掘して、PRしていくことが目的だと思うが、事務局としてはどのように考えているのか。

(事務局)

中村委員が言われたように、このコンテストは、フォトコンテストというかたちで実施しておりますが、あくまでも雲仙市の景観百選を選定することが目的でございます。

審査につきましては、若干、技術的な基準も設けておりますが、審査員の皆様は、作品を見られて、どのように感じられたかをそのまま評価していただければよいと考えております。

(委員)

私も写真については素人なのですが、作品を見て感じたままを評価してよいのか。できれば、審査会の前に一度、勉強会をしていただければ心強いのですが。

(事務局)

先ほども申し上げましたが、審査員の方が作品を見られてどのように感じられたかということ、そのまま評価していただければよいと考えております。

勉強会を行えば、逆に、同じ作品を同じように評価するように、視点が偏ってしまうのではないかと思いますので、事務局としましては、審査員それぞれが感じたままを評価していただきたいと考えております。

(委員)

評価を行う場合、どうしても相対評価になると思う。

例えば、1つ目の作品を50点、今回の評価方法であれば、すべて3点で、それ以降の作品が1つ目の作品より優れているか、そうでないかで評価することになると思う。

相対評価するにも作品がなければ評価できませんので、まずは、作品を少しでも多く応募いただくということが重要だと思う。

技術的に優れているものを求めるのであれば、どうしてもプロの目で見てもらう必要があると思う。そうでなければ、相対評価しかできない。その上で、その作品が雲仙市をアピールできるものであればよいのではないかと。

審査方法については、企画部会に任せてもらえばいいのではないかと。それでもまだ納得できないということであれば、再度、審議会で諮ればよいと思う。

(議長)

審査方法については、企画部会に任せるといってよろしいでしょうか。

(了承)

(事務局)

補足ですが、審査要領については、公表する予定はございませんが、開示請求があった場合、開示する必要があると思いますので、外部から見たとき、審査基準に矛盾がないようにしておく必要があると思います。

(委員)

市民の方が、自分の好きな風景を自由に応募できるところに、このコンテストの意味があると思うので、ある程度のやわらかさをもってやっていく必要があると思う。

(事務局)

審査要領の表記の仕方について確認いたします。

「得点の高い順に」を削除しまして、「別紙審査基準表により採点を行い、各賞を決定します」と記載いたします。

2つ目の「同点の場合は、審査会において厳正に抽選を行い決定します」につきましては、削除ということによろしいでしょうか。

(了承)

(議長)

それでは、議事2については、以上で終了したいと思います。

次に、議事3「平成30年度事業計画について」事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでしたら、議事3につきましては、以上といたします。

【4. その他】

(議長)

続きまして、次第4 その他でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

他にないようでしたら、以上で本日子定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【5. 閉会】

(事務局)

中村委員、ありがとうございました。

最後に、次第5 閉会でございます。

堀尾監理課長が閉会のご挨拶を申し上げます。

— 課長挨拶 —

(事務局)

これで、会議を終了いたします。

以上